

第一種特定化学物質であるペルフルオロ（ヘキサフルオロスルホン酸）関連物質
としての化学物質を規定する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定等に係る
スケジュールについて（報告）

令和8年1月13日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

第一種特定化学物質であるペルフルオロ（ヘキサフルオロスルホン酸）関連物質としての化学物質を
規定する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定については、パブリックコメントを行った上で、施
行は令和8年6月17日になる見込みである。

○今後の予定

（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和8年1月13日 3省合同会合※における、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令（以下「三省省
令」という。）において規定する化学物質（案）に係る審議
令和8年1月以降 三省省令案に関するパブリックコメント
令和8年春以降 三省省令の公布
令和8年6月17日 三省省令の施行

※ 薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審
査小委員会の合同会合